

櫃行審第 8 号
平成28年 7月 6日

櫃原市長 殿

櫃原市行政不服審査会
会長 北岡 秀晃

櫃原市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年8月6日付け行政文書公開等決定不服申立事案諮問書（櫃八木第7450号の2）による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「提案書類のうち、価格提案書別紙」の部分公開決定処分及び「提案書のうち、宿泊施設の賃料に関する提案書」「提案書のうち、運營業務に関する提案書」「提案書のうち、事業計画に関する提案書」の公開請求拒否決定処分に対する異議申立てについての諮問

件名：「提案書類のうち、価格提案書別紙」の部分公開決定処分及び「提案書のうち、宿泊施設の賃料に関する提案書」「提案書のうち、運營業務に関する提案書」「提案書のうち、事業計画に関する提案書」の公開請求拒否決定処分に関する件

答 申

第1 審査会の結論

「提案書類のうち、価格提案書別紙」（以下「対象文書1」という。）につき、その一部を非公開とした決定のうち、各応募事業者の中から選定された事業者（以下「選定事業者」という。）の対象文書1は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は妥当である。

「提案書のうち、宿泊施設の賃料に関する提案書」「提案書のうち、運營業務に関する提案書」「提案書のうち、事業計画に関する提案書」（以下これらを「対象文書2」という。）につき公開請求拒否とした決定のうち、選定事業者の対象文書2については、別表に掲げる部分以外の部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年樫原市条例第7号）第1条による改正前の樫原市情報公開条例（平成10年樫原市条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づく公開請求に対し、平成27年5月26日付け樫八木第4581号の2により、樫原市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定処分（以下「対象文書1に係る原処分」という。）及び平成27年5月26日付け樫八木第4581号の4により、実施機関が行った公開請求拒否決定処分（以下「対象文書2に係る原処分」という。）を取り消し、本件非公開部分の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由の要旨

本件異議申立ての理由は、行政文書公開不服申立書の記載によれば、その要旨は、次のとおりである。

提案価格内訳書などは「し尿処理施設見積もり」の先例などからすると公開可能であると考える。

また、原処分に対する意見として、平成27年8月25日付け意見書の記載によれば、その要旨は、次のとおりである。

- (1) 部分公開された文書のうち、選定事業者提出の公募額の内訳に関する部分が黒塗りとなっているが、別途、公開されていた八木駅南市有地活用事業契約書（以下「本件事業契約書」という。）において公開されている。非公開とすべき情報とは何かを考えずに機械的に他のグループについての資料で非公開とした部分と同様の措置を選定事業者の資料についても行ったものと推察される。
- (2) 情報を非公開として文書を丸ごと隠しているが、部分公開扱いにして文書の枠組みくらいは示すべきである。
- (3) 公募に関する文書を、著作権を理由にして行政文書を非公開扱いしているが、理由にならない。

情報公開の取扱いには、「閲覧」が含まれるが、著作権は「閲覧」を制限するものではないからである。

また、市民が市に対して提出した要望書の類を公開しているが、著作権に配慮して、提出した市民の許可を得るという事務を行っているわけでもなく、民間事業者が提出した行政文書のみ、これを行うというのも、著作権のなんたるかを理解していないためと思われる。民間事業に害を与えない範囲で行政文書はすべて公開すべきである。

また、平成27年11月24日付け意見書（その2）の記載によれば、その要旨は、次のとおりである。

- (4) 広義の著作権と狭義の著作権（財産権的要素と人格権を分離した場合の、財産権的要素）

平成27年8月25日付け意見書において、申立人は、著作権は「閲覧」を制限するものではないことを述べた。提供ないし譲渡された著作物についての公表権は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第18条以下と、第42条の2によって、著作物を提供・譲渡された檀原市にあるからである。法第18条以下を引用した「反論」が提出されたので、以後はできるだけ著作権のうち、財産権的要素と人格権を分離した上で主張を行いたい。

- (5) 市長名義で提出されている「反論」は、人格権者が不明瞭であること

「反論」は、森下市長名義で提出されているが、檀原市の八木駅周辺整備課の主

張と大林組グループなどの主張が混在しており、不明瞭である。本審査においては、「第三者情報公開意見書」の内容を異議申立人に正確に示し、この両者の立場を完全に分離し、定義づけた上で審査を行われたい。

(6) 法人の著作権人格権について否定した判決がある

審査対象となる文書について、「反論」は、そもそも誰が著作権者であるかすら明らかにせずに、著作権的権利が存在することを主張しているが、無理がある。筆者の想像では、おそらくは、著作権者は「大林組グループ（カンデオを含む）」という厳密には法人とすら言えない組織であり、現在その権利が、SPC（カンデオを含まない）に引き継がれているかどうか不明である。まずは、権利を主張する著作権者を明らかにされたい。権利のうち、財産権的要素については、樫原市に著作物が提供・譲渡されているため、樫原市が有するというだけで問題ないとする。

（企業ノウハウにあたり、著作権法以外の法によって保護されている部分があれば、そこだけは別である。）人格権公表権については、著作物が提供・譲渡された側が公表権を持つことに自動的に同意していると推定するのが普通であるが、「反論」は、行政機関の情報公開については、別段の意思表示の条項があることをたてにとって「人格権者が不同意である」と主張しているようだ。しかし、人格権者が「誰であるか」、は明らかにしていない。人格権というものは、普通、著作者個人を指すもので、譲渡できないものとして扱われる。法人に人格権があるかどうかについては、「SMA Pインタビュー事件」（東京地方裁判所平成10年10月29日判決）など、否定する判決があると聞く。

(7) 法人著作権の成立には「公表」がある

言うまでもなく、著作者による公表権の確保は、公表されていないものについての権利である。大林組やSPCのような法人が著作権を主張するときには、法人著作権としての成立条件を満たす必要がありそうだが、それは一般的に、「公表する（予定の）もの」についての権利である。「公表する（予定の）もの」についての権利であるということは、つまり、法人が主張できるのは財産権的要素についてであって、必ずしも人格権ではないということと一致している。（企業ノウハウにあたり、著作権法以外の法によって保護されている部分があれば、そこだけは別である。）

(8) 「別段の意思表示（不同意）」確認の恣意性と過去の公開レベル

樫原市が行政文書として保有する「樫原市以外の手による著作物」の数は、一般

市民からの要望書などを含め、大量にあり、情報公開制度にかかって公開されてきたものも大量にある。しかし、橿原市の情報公開においては、企業の持つ第三者情報についての別段の意思表示について、問い合わせを行ったことはあっても、著作権人格権公表権に配慮して、文書の作成者等に公表・非公表の問い合わせを行うことは基本的になかったと言ってよい。(相手方が行政機関である場合は、相手方自身が公開できるのでその限りではないが。) 行政情報は基本的に公益情報であり、原則公開すべき情報でもあるため、公表権の再確認を省略してきた。これは、見ようによっては、行政による著作権者に対する差別的取り扱いであり、日本国憲法第14条に抵触するとも言えそうだが、実務としては、財産権的要素の有無に鑑みて訴訟に発展する可能性のあるものを念頭に、問い合わせを行ってきたということなのであろう。過去の実例を挙げれば、し尿処理場建設入札に関する見積書の内訳等について、企業に問い合わせを行い、企業が著作権その他の財産的要素を主張して不同意を表明したものの、実質的に企業ノウハウと言えほどのものではなく、企業に損害が生じるとも思われないと橿原市情報公開審査会がインカメラ審査によって判断したため、橿原市によって公開され、企業からの提訴もなかったということがあつた。市担当者は、企業ノウハウの有無について具体的に主張することができるわけでもなく、企業の一方的な全面的非公表の主張を機械的に情報公開請求者に受け渡しているにすぎない。橿原市の情報公開室が、情報公開についての公益性の比較衡量についてもう少し研究し、合議を経て過去の実例に沿った形で情報公開決定に至るよう努めるべきであると思う。

(9) 本件情報の公益性

平成27年10月25日、本事業の是非を中心に、橿原市を二分する市長選挙が行われた。現職市長は本事業により年間10億円、20年間で200億円の観光消費額が生じるという公益性を主張、かたや対抗の市長候補らは、税金でホテルを作らずとも民間のホテル計画を進めれば観光消費額は変わらず生み出せることや、観光消費額は直接の市の歳入とはならないことを訴えて事業の白紙撤回を訴えた。最終的には、僅差で勝利した現職市長が、マスコミのインタビューに対して再三「説明不足であった」旨を述べて、今後は市民に対する情報公開のやり方を見直すことを約束する結果となった。本事業の重要性・公益性について、これ以上の証明はない。また、本事業の公益性を確認するための重要な証拠書類の数々がいまだ行政か

ら提出されていないことについて、市長は大いに反省すべきである。

(10) 本件情報の人命に関わる部分について

本事業には、市役所の耐震整備が行われない中、来場市民の多い庁舎窓口部分だけでも優先的に建て替えて、人命を守りたいという強い願いが込められている。計画図面の中で防災備蓄倉庫がどこに配置されるのかといった点（議会提出資料において配置変更について説明済み）、災害時の帰宅困難者に対応するためにも使うことのできる、コンベンション施設がどこに配置されるのかといった点、本事業が、日常的な渋滞を引き起こすことで緊急避難道路指定されている八木駅～市役所～警察署～大病院群に関する交通が麻痺しないかといった点について、市民が情報を取り、比較し、金額と設計図が事業目的に見合うものであるかどうか、プロポーザルの審査が適正に行われたかどうかも十分に吟味したい部分が多分に存在する。現在、市が自主公開している情報は、あまりにも乏しく、建設平面図すらホームページには掲載されていない。インカメラ審査において、市の保有する大量の情報に対して、市民に公開された情報がいかに微々たるものであったかをご確認いただければ、市長が自ら「説明不足であった」と繰り返さざるを得なかったことも納得できるものと思われる。

第3 実施機関の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、八木駅南市有地活用事業の公募型プロポーザルに関する応募文書であり、参加資格の確認を受けた応募事業者3社から提出された対象文書1及び対象文書2から成る。

2 対象文書1

(1) 対象文書1について

対象文書1は、提案価格の内訳書で、建築物の対価であるサービス購入料A、維持管理費用の対価であるサービス購入料B、運営費用の対価であるサービス購入料C及び事業を実施する特別目的会社の運営費用であるサービス購入料Dと消費税で構成されている。対象文書1及び対象文書2を含む提出書類は、「八木駅南市有地活用事業募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、各応募事業者から提出された提出書類であり、募集要項に定めた様式により橿原市に提出され、本件事業の所管である実施機関が保有しているものである。募集要項には、その取扱いについて、「参加にあた

り、応募者が市に提出した書類の著作権は、応募者に帰属する。」とし、また、「契約に至らなかった応募事業者の提案書については、PFI法（平成11年法律第117号）第11条に基づく客観的公表（審査講評の公表）以外には使用しない。」と明記している。したがって対象文書1及び対象文書2の著作権は、樫原市に譲渡されることなく、著作者である各応募事業者に帰属する。しかしながら、PFI法第11条に基づく客観的公表（審査講評の公表）においては、これを使用することができる旨を募集要項に明記しており、客観的評価を行い、その結果を公表することを義務付けている。このことから、実施機関は条例により地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関として設置された「樫原市市有地活用検討委員会」に八木駅南市有地活用事業審査講評の提出を受けたので、これを公表している。応募事業者3社分の提案価格については、この審査講評の中の評価結果に記載がある。

(2) 条例第6条第1項第2号ア該当性について

実施機関から提出された請求拒否理由説明書の記載及び口頭説明、加えて平成27年10月9日付け請求拒否理由説明書補充意見書の記載によれば、実施機関の説明は次のとおりである。サービス購入料Aは、建築物の対価を一時金として支払うA-1、事業期間を通した20年間で割賦で支払うA-2で構成されている。A-2計の内訳となる応募事業者の割賦手数料は、公表値である基準金利にスプレッド値を上乗せして積算されたものである。このスプレッドの値は各応募事業者が取引先の金融機関との取引実績や交渉といった営業努力により成立したものである。そのため、公開することにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号アに該当すると考えられる。また、各サービス購入料を公開することにより安易にこの情報についても特定できることから各サービス購入料についても非公開としている。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、選定事業者の対象文書1に記載の各サービス購入料の数値について、既に公開されていた本件事業契約書において公開されていると主張している。

本件事業契約書は、PFI法第12条の規定による市議会の議決を経て成立している。本件事業契約書は、公開の場において審議されたものであるため、これを非公開とする理由はない。選定事業者の対象文書1に記載の各サービス購入料の各数値は、

本件事業契約書に記載されているので公開することになる。選定に至らなかった応募事業者の各サービス購入料は、当該事業者の経営理念の下に提案価格を積算した内訳で、営業上、経営経理上のノウハウ（秘密）にあたり、条例第6条第1項第2号アに該当する。

(4) 結論

以上のことから、対象文書2に係る原処分による本件非公開決定部分については、なお非公開を維持することが妥当である。ただし、選定事業者の対象文書1のうち本件非公開部分となっているスプレッドの数値以外の数値については、本件事業契約書により既に公開されている数値であるため、平成27年11月20日付樫八木第4581号の6により実施機関が行った部分公開決定処分により、公開した。

3 対象文書2

(1) 対象文書2について

対象文書2は、募集要項に定めた提案書の一部であり、樫原市に提出され、本件事業の所管である実施機関が保有しているものであり、前述2(1)のとおりその著作権は、各応募事業者に帰属する。

(2) 対象文書2の著作権の該当性

実施機関から提出された請求拒否理由説明書の記載及び口頭説明、加えて平成27年10月9日付請求拒否理由説明書補充意見書の記載によれば、実施機関の説明は次のとおりである。対象文書2は、各応募事業者が独自のノウハウを駆使して作成し、運営理念や経営戦略に係る思想を創作的に表現したものであるということができ、法第2条第1号に規定する「思想又は感情を創作的に表現したもの」に該当すると考える。また、対象文書2は法第10条第1項において著作物として例示される「言語の著作物（同項第1号）」、「建築の著作物（同項第5号）」、「図形の著作物（同項第6号）」及び「写真の著作物（同項第8号）」に該当するとともに、法第12条第1項の規定により保護されるべき「編集著作物（編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するもの）」にも該当すると解する。ここで法第2条第1号の「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」という要件については、「工業製品」などを著作物から除くための要件であり、対象文書2は、工業製品等に該当しないことは明らかなので特に問題はない。なお、「行政文書一部開示決定一部取消等請求事件（甲府地方裁判所 平成22年（行ウ）第4号）」の判決も同要件に

については、「当該作品が例示されたいずれかの分野に属さなければならないという意味ではなく、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解される」と判示している。また、同事件は、売店業務運営事業者の公募による選定に際し、決定業者の企画提案書、企画提案内容書について、情報公開条例に基づいて開示を求めたものであるが、判決において「本件企画提案内容書は、Bが、自己の営業理念や経営方針等を表現したものであるとして、文化的精神活動に包含されるというべきである。よって企画提案内容書は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であるため、著作物に認められる。」と判示するとともに、「選定されるため、自己の経営方針等を創意工夫して表現したものであり、表紙、目次から具体的内容の各項目に至るまでを一貫した理念で作成したものであることから、企画提案内容書自体が一つの著作物であると言わざるを得ない。この場合に、文書の個々の記載内容を吟味して著作物性の要件を判断することは現実的に困難であり、不合理である。」とも判示しているのと同様に、対象文書2についても全体として著作物と考えられる。以上の理由により、対象文書2は著作物に該当すると考えられる。従って、法第18条第1項に規定する公表権及び法第21条に規定する複製権は、すべて著作者である各応募事業者が享有する。

(3) 条例第6条第1項第7号該当性について

法第18条第3項において、著作者の公表権と情報公開制度との調整が図られており、同項第3号の規定により著作者は、その著作物でまだ公表していないものを地方公共団体に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）は、条例の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて同意したものとみなすとしている。対象文書2については、著作者である各応募事業者は、「第三者情報公開意見申立書」をもって、第三者への公開に同意しない旨を表明している。これは、法第18条第3項第3号の括弧書の別段の意思表示に当たり、公開に同意したものとみなされず、公開した場合は各応募事業者の公表権を侵害することとなり、また、写しの交付の方法により公開した場合は法第21条に規定する複製権をも侵害し、違法となる。以上のことから、条例第6条第1項第7号の「法令等の規定により、公開できないとされている情報」に該当すると解されることから、公開請求拒否が妥当であると考えられる。このことは前述の甲府地裁の判決においても同様の判断がされている。なお、情報

公開制度との調整について法第18条第4項においては、公表権の適用除外が規定されているが、同項各号の規定において地方公共団体に適用が及ぶ規定は、第3号から第5号までの規定となる。対象文書2に記載の情報については、第3号及び第4号に規定する情報は含まれておらず、また、法定の公表権保護を上回る公益上の理由もないことから第5号の適用除外も適用されないと考える。

(4) 条例第6条第1項第2号該当性について

対象文書2の記載においては、各応募事業者及びその構成企業の技術上、営業上、経営経理上のノウハウ（秘密）が随所に表現されており、個々の記載内容を吟味して秘密性の要件を判断し、非公開情報が記載されている部分を容易に区分して除くことは現実的に困難であり、不合理であるから公開請求拒否が妥当であると考えられる。

(3) 結論

以上のことから対象文書2に係る原処分による本件非公開決定部分については、なお非公開を維持することが妥当である。

第4 当審査会の判断の理由

1 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、本件事業の募集要項に基づいて応募事業者3社から提出された対象文書1、並びに募集要項に定めた提案書の一部であり、応募事業者3社から提出された対象文書2である。

実施機関は、本件対象文書について、本件非公開部分のうち、対象文書1に関する非公開部分について、既に公開されている数値以外に関しては対象文書1に係る原処分を妥当としている。また、本件非公開部分のうち、対象文書2に関する非公

開部分についても対象文書2に係る原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえてその非公開の情報の該当性について検討する。

3 本件対象文書

(1) 条例第6条第1項第7号該当性について

条例第6条第1項第7号は、法令等の規定により、公開できないとされている情報を非公開とできる旨を規定している。

実施機関は、その理由説明において、対象文書2は、募集要項に定めた提案書の一部であり、櫃原市に提出され、本件事業の所管である実施機関が保有しているものであるため、その著作権は、各応募事業者に帰属しており、法第18条第3項第3号の括弧書の別段の意思表示が「第三者情報公開意見申立書」によりされていることから、公開に同意したものとみなされず、公開した場合には各応募事業者の公表権を侵害することとなり、また、写しの交付の方法により公開した場合は、法第21条に規定する複製権を侵害し、違法となるため、条例第6条第1項第7号に該当すると主張している。

法第2条第1号は、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」を著作物と規定しており、法第12条第1項は、編集著作物として、編集物でその素材の選択または配列によって創作性を有するものと規定しているため、対象文書2は著作物に該当する。法第18条第3項第3号は、その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体または地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）は、条例の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて同意したものとみなすと規定している。同号括弧書に該当する意思表示は、各応募事業者より本件公開請求拒否決定前に「第三者情報公開意見申立書」をもってなされている。よって、同条第1項に規定する公表権は、法第17条の規定により、著作者である各応募事業者がその権利を享有すると解される。また、申立人は、東京地方裁判所の判決において法人の著作者人格権について否定する判決があると聞くと主張している。確かに判決において、法人についての著作者人格権における損害というものは発生しないとはしているが、あくまでも損害賠償については発生しないとするものであり、著作者人格権そのものを否定するものではない。よって、法人の著作者人格権について否定されているとは言

えない。

しかしながら、本号における、「公開できないとされている情報」とは、法令等の規定で明らかに公開することができない旨を定めている情報であり、その規定自体により一義的に公にすることができないとされる場合に限られると解すべきである。そうすると、法第18条第3項第3号括弧書は、別段の意思表示があった場合には同意がないものとされるとしており、公開・非公開の決定に際して、著作者の同意を得るという行為が介在していることから、一義的に公にすることができない場合には該当しない。

よって対象文書2は条例第6条第1項第7号には該当しない。

(2) 条例第6条第1項第2号ア該当性について

条例第6条第1項第2号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開とできる旨を規定するものである。

実施機関は、理由説明において、選定事業者の対象文書1のうちスプレッドの数値及び選定に至らなかった事業者の各サービス購入料の数値については、各応募事業者が取引先の金融機関との取引実績や交渉といった営業努力により成立したものであり、公開することで競争上の地位、財産権その他正当な利益を害すると主張している。確かに、対象文書1の非公開部分については、公開することで各応募事業者がどういった費目に優先順位を置いているのかという経営手法が見えてくるため、企業の競争上の地位、権利利益を害するおそれがあるので条例第6条第1項第2号アに該当する。しかし、選定事業者の対象文書1のうちスプレッドの数値については、既に公開されている数値を用いて計算することで容易に割り出すことが可能であるため、既に公になっている情報であると言わざるを得ないので、公開すべきである。

対象文書2については前述3(1)のとおり、その公表権は、各応募事業者が享有すべき権利であるので、各応募事業者のその意に反して対象文書2を実施機関が公開することは、法が保障する著作者の権利を侵害することとなるため、対象文書2は条例第6条第1項第2号アに該当する。加えて、選定に至らなかった応募事業者の提案については、募集要項18頁「3 提出書類の取扱い (1) 著作権」の記

述において、P F I 法第 1 1 条に基づく客観的評価の公表以外には使用しない旨が記載されている。よって、公表権を享有すべき選定に至らなかった応募事業者の対象文書 2 を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、選定事業者の対象文書 2 については、募集要項の当該記述部分に「本事業の内容を公表する場合、その他市が必要とする場合には、市は提案書の全部又は一部を使用できる」とあり、これに基づき、実施機関は、議会、広報誌、ホームページその他の周知手段により、本件 P F I 事業の内容の一部を既に市民等に公表している。対象文書 2 については、他の応募事業者と同様、選定事業者も公表権を享有しているが、この募集要項の記述により、本事業の内容を公表する場合のことが想定されていることから、選定事業者が公表権を行使することについては一定の制約を受けるため、公表権の侵害を理由として、その全てを条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当すると判断することは妥当でない。

本事業については、全国的にも初めての取組みであるということを経験するに、事業の透明性の確保に努めることが必要であり、その公益性について十分考慮した上で公開していくべきである。ただし、対象文書 2 には、当該選定事業者の経営、取引、経理上の通例秘密とされる情報が含まれていることは認められた。そこで、当審査会にて、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報について見分した結果、別表に記載されている箇所で、具体的な取引企業名や協力企業名、取引契約に係る具体的な数字や金額、取引の内容、取引企業との契約内容についての情報は、P F I 事業への取り組みを検討する上で重要な要素となり、事業成立の根幹にあたる固有のノウハウにあたりと判断した。工事費内訳、各業務に係る対価、地元企業への貢献や発注についての具体的な金額を含む情報については、各応募事業者がどういった費目に優先順位を置いているのかといったようなコストの算定基準が容易に想定でき、経営手法にあたりと判断した。また、要求水準以上の内容、内部人事算定に関わる具体的な数字や内容、独自性の強い経営戦略及び経営手法を含む情報については、具体的な経営設計に係る技術提案であり、企業の持つ固有のノウハウにあたりと判断した。

これらの情報については条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当すると判断した。ただし、これらの情報に該当する内容の情報であるとしても、既に議会、広報誌、ホームページ、その他の周知手段により公表されている情報については、公開すべきで

ある。

(3) 条例第6条第1項第1号該当性について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、または他の情報と照合することにより識別され得る情報を非公開とできる旨を規定している。

選定事業者の対象文書2の110ページの図表1中1列目4段目枠内、4列目1段目枠内の文中1行目5文字目から8文字目まで、4列目2段目枠内の文中1行目5文字目から3行目まで及び4列目3段目枠内の文中1行目5文字目から2行目までには、個人名や、その個人の経歴等の情報が含まれており、これらの情報については特定の個人を識別され得るおそれがあるため、条例第6条第1項第1号に該当する。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

(別表)

・ 条例第6条第1項第2号アに該当するため当審査会として公開すべきではないと判断した箇所

ページ	該当箇所
2	図表1中の出資に係る金額以外の金額、凡例直下に記載された事業者名及び担当業務の上に記載された事業者名(2社)
5	8行目7文字目から11文字目まで
5	15行目2文字目から6文字目まで
5	25行目7文字目から9文字目まで
5	33行目20文字目から34行目2文字目まで
5	34行目25文字目から35行目25文字目まで
5	37行目21文字目から38行目2文字目まで
5	39行目21文字目から23文字目まで
5	39行目32文字目から38文字目まで
5	49行目33文字目から39文字目まで
5	49行目47文字目から50文字目まで
5	図表1中3列目から5列目までの2行目から5行目まで
6	37行目から40行目7文字目まで
6	40行目16文字目から21文字目まで
6	図表4中2列目及び3列目の2行目から4行目まで
7	ページ上部、ページ下部、上から1番目の図表中1列目の2行目及び上から1番目の図表中2列目から5列目の2行目から5行目を除くすべて
8	ページ上部及びページ下部を除くすべて
9	ページ上部及びページ下部を除くすべて
10～ 11	ページ上部の1文字目から27文字目、ページ上部の44文字目から52文字目及びページ下部を除くすべて
12～ 13	ページ上部の1文字目から27文字目、ページ上部の39文字目から47文字目及びページ下部を除くすべて

1 4	ページ上部の1文字目から27文字目、ページ上部の48文字目から56文字目及びページ下部を除くすべて
1 5～ 1 7	ページ上部の1文字目から27文字目、ページ上部の51文字目から59文字目及びページ下部を除くすべて
1 8～ 2 3	ページ上部の1文字目から28文字目、ページ上部の52文字目から60文字目及びページ下部を除くすべて
2 4～ 3 1	ページ上部の1文字目から28文字目、ページ上部の53文字目から61文字目及びページ下部を除くすべて
3 2	ページ上部の2行目1文字目から28文字目、ページ上部の2行目45文字目から53文字目及びページ下部を除くすべて
3 3～ 3 4	ページ上部の1文字目から28文字目、ページ上部の45文字目から53文字目及びページ下部を除くすべて
3 5	ページ上部の1文字目から28文字目、ページ上部の48文字目から56文字目及びページ下部を除くすべて
3 6	ページ上部の1文字目から28文字目、ページ上部の58文字目から66文字目及びページ下部を除くすべて
3 8	図表中2列目及び3列目の3行目から12行目まで
4 0	図表中3列目から25列目までの2行目から54行目まで
4 1	上から1番目の図表中2列目から4列目までの2行目から8行目まで
4 1	上から2番目から5番目の図表中2列目から4列目までの2行目から7行目まで
4 1	上から6番目の図表中2列目から4列目のうちの2行目から9行目まで
4 2	図表中2列目から4列目までの2行目から6行目まで
4 3	上から1番目の図表中1列目以外すべての列の14行目から30行目まで
4 3	上から2番目、3番目及び5番目の図表
4 5	3行目10文字目から37文字目まで

4 5	5 行目 3 3 文字目から 7 行目 5 文字目まで
4 6	1 7 行目 2 4 文字目から 3 2 文字目まで
4 6	2 5 行目
4 6	4 5 行目 2 7 文字目から 3 4 文字目まで
4 6	4 6 行目 1 文字目から 9 文字目まで
4 6	4 8 行目 1 9 文字目から 2 7 文字目まで
4 6	図表 4 中の最下部に記載された事業者名 (2 社)
4 7	2 行目 1 文字目から 7 文字目まで
4 7	3 行目 7 文字目から 1 5 文字目まで
4 7	4 行目 7 文字目から 1 4 文字目まで
4 7	5 行目 7 文字目から 1 4 文字目まで
4 7	6 行目 7 文字目から 1 2 文字目まで
4 7	7 行目 7 文字目
4 7	8 行目 7 文字目から 1 5 文字目まで
4 7	9 行目 7 文字目から 1 4 文字目まで
4 7	1 0 行目 7 文字目から 1 5 文字目まで
4 7	1 1 行目 7 文字目から 1 0 文字目まで
4 7	1 2 行目 7 文字目から 1 5 文字目まで
4 8 ~ 5 5	ページ上部の 1 文字目から 2 1 文字目、ページ上部の 3 5 文字目から 4 3 文字目及びページ下部を除くすべて
5 6	ページ上部の 1 文字目から 2 2 文字目、ページ上部の 3 6 文字目から 4 4 文字目及びページ下部を除くすべて
5 7 ~ 5 8	ページ上部の 1 文字目から 2 2 文字目、ページ上部の 3 7 文字目から 4 5 文字目及びページ下部を除くすべて
5 9	ページ上部 1 行目、2 行目 2 9 文字目から 3 7 文字目、5 行目から 8 行目及び印影
6 0 ~ 6 1	ページ上部 2 9 文字目から 3 6 文字目、5 行目から 7 行目及び印影
6 2	ページ上部 2 9 文字目から 3 4 文字目、5 行目から 7 行目及び印影

6 3	ページ上部 2 9 文字目、4 行目から 6 行目及び印影
6 4	ページ上部 2 9 文字目から 3 7 文字目、7 行目から 9 行目及び印影
6 5	ページ上部 2 9 文字目から 3 6 文字目、5 行目から 7 行目及び印影
6 6	ページ上部 2 9 文字目から 3 7 文字目、3 行目から 6 行目及び印影
6 7	ページ上部 2 9 文字目から 3 2 文字目、6 行目から 8 行目及び印影
6 8	ページ上部 2 9 文字目から 3 7 文字目、3 行目から 5 行目、1 4 行目 1 0 文字目から 1 5 文字目及び印影
7 2	図表 1 中 2 列目及び 4 列目の 2 行目及び 5 行目
7 2	図表 2 中 2 列目及び 3 列目の 2 行目から 5 行目まで
7 2	図表 3 中 2 列目及び 3 列目の 2 行目から 6 行目まで
7 3	図表中 2 列目 3 行目、2 列目 8 行目、2 列目 9 行目、4 列目から 6 列目までの 3 行目から 8 行目まで及び 5 列目 1 4 行目
1 1 0	図表 1 中 5 列目 3 行目の文中 2 行目から 5 行目まで
1 1 1	図表 1 (表題部分の「図表 1」を除く)
1 1 2	1 9 行目から 2 2 行目まで
1 1 2	2 4 行目及び 2 5 行目
1 1 2	図表 2 (表題部分の「図表 2」を除く)
1 1 2	図表 3 (表題部分の「図表 3」を除く)
1 1 2	図表 3 の下の図表
1 1 2	図表 4 (表題部分の「図表 4」を除く)
1 1 5	1 3 行目から 1 5 行目まで
1 1 6	7 行目から 1 4 行目まで
1 1 6	2 3 行目から 2 4 行目 2 0 文字目まで
1 1 6	図表 3 中 7 行目から 8 行目中の図
1 1 7	図表 4 (表題部分の「図表 4」を除く)
1 1 7	図表 5 (表題部分の「図表 5」を除く)
1 1 8	2 行目 2 4 文字目から 3 7 文字目まで
1 1 8	図表 7 (表題部分の「図表 7」を除く)
1 1 8	3 2 行目 2 文字目から 1 1 文字目まで

118	ページ最下部の図表2列目の文中1行目2文字目から5文字目まで
119	図表1中1列目4行目の文中1行目1文字目から5文字目まで
119	図表1中2列目4行目の文中4行目2文字目から14文字目まで
120	図表1中の地元商店街の下に記載されている企業名
120	図表1中の観光ボランティアの右側に記載されている企業名
120	図表2中1列目4行目の文中1文字目から5文字目まで
120	図表2中1列目9行目
120	図表2中2列目4行目の文中2行目4文字目から8文字目まで
122	10行目23文字目から12行目まで
122	33行目32文字目から40文字目まで
122	図表8（表題部分の「図表8」を除く）
125	15行目から28行目まで
125	図表1（表題部分の「図表1」を除く）
126	図表中3行目から41行目まで、45行目から75行目まで及び77行目から120行目まで
127	図表中3行目から58行目まで
128	図表

※文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年8月6日	行政文書公開等決定不服申立事案諮問書を受理
②	同月20日	実施機関から請求拒否理由説明書及び公開請求に係る行政文書を收受
③	同月25日	異議申立人から意見書を收受
④	同月31日	実施機関からの説明の聴取と審議
⑤	同年10月9日	実施機関から意見書を收受

⑥	同月 21 日	実施機関からの追加説明の聴取と審議
⑦	同年 11 月 24 日	異議申立人から意見書（追加）を収受
⑧	同月 25 日	審議
⑨	平成 28 年 1 月 20 日	審議
⑩	同年 3 月 2 日	審議
⑪	同年 5 月 25 日	審議
⑫	同年 7 月 6 日	答申

平成 28 年 7 月 6 日

橿原市行政不服審査会

会 長 北岡 秀晃

委 員 小林 直樹

委 員 奥野 恒久

委 員 島 壮二郎

委 員 山田 磯子